農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第一項第四号及び第二項第五号並びに農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第一項第四号及び第二項第五号並びに第六十六条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正）

第一条　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第九号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）」を「次に掲げる金融機関」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行

二　株式会社商工組合中央金庫

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

第二条中「第六号まで」を「第七号まで」に、「同条第七号」を「同条第八号」に、「第一条第八号」を「第一条第九号」に、「同条第九号」を「同条第十号」に改める。

（農業信用保証保険法施行令の一部改正）

第二条　農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業」を「農業振興事業」に改め、「（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下この号及び第八号において同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

第二条中「銀行、信用金庫及び信用協同組合」を「次に掲げる金融機関」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行

二　株式会社商工組合中央金庫

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会（第四条第四号において「信用協同組合連合会」という。）

第四条中「銀行、信用金庫及び信用協同組合」を「次に掲げる金融機関」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行

二　株式会社商工組合中央金庫

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合及び信用協同組合連合会

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

平成二十五年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

平成二十五年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十五年度における児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、千分の一・五とする。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三